

国民健康保険料が大きく変わります

算定方法 が変わります

保険料の算定に「後期高齢者支援分」が新設されました

国民健康保険料は山陽小野田市の医療費状況により毎年算定しています。
今年度は後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の創設に伴い、「医療分」「介護分」に加えて、「後期高齢者支援分」が新設されました。「後期高齢者支援分」とは後期高齢者（75歳以上の人）の医療費の一部を、74歳以下の人で支援するものです。

●平成20年度の国民健康保険料の算定方法

▼新設されました

【1年間の保険料】

医療分

+

介護分

【40～64歳の人を対象】

+

後期高齢者支援分

【新設されました】

	医療分	介護分	後期高齢者支援分
① 所得割	7%	2.2%	1.15%
② 均等割	20,400 円	6,000 円	4,800 円
③ 平等割	19,200 円	4,200 円	3,000 円
賦課限度額	470,000 円	90,000 円	120,000 円

- ① 被保険者の前年の所得金額から33万円を引いた額に応じて計算する額
② 被保険者一人につき負担していただく額
③ 一世帯につき負担していただく額

10月から 始まります

保険料の特別徴収（年金から差し引いての納付）が始まります

国の制度改正により、国民健康保険料の納付方法が変更され、保険料の特別徴収（年金から差し引いての納付）が始まります。本市では、以下の人を対象に今年10月から開始します。特別徴収の対象となる人には、6月中旬に「納入通知書兼特別徴収決定通知書」を送付しています。

特別徴収の対象となる人



国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主で、
年額18万円以上の年金を受給している人

ただし、以下の場合は特別徴収されません。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していない世帯
- ・年度内に世帯主が75歳になる世帯
- ・介護保険料とあわせた保険料が年金額の1/2を超える場合

●特別徴収される人の納付方法

▶6月（1期）から9月（4期）まで
今までのように納付書か口座振替での納付となります。

▶10月（5期）以降
10月・12月・来年2月に支給される年金から、保険料（通常の2期分に相当する額）が差し引かれます。

注）世帯の国民健康保険の加入者の異動により、特別徴収が中止になったり、増額分を納付書で別に納付していただく場合もあります。その場合は、随時お知らせします。

▼6月

▼10月

▼3月

	【改正後】
納付書か口座振替での納付	※年金から差し引かれます
6月から9月まで毎月	10月・12月・来年2月
特別徴収の対象となる人は、10月から納付方法を変更します。	※保険料が差し引かれる年金の優先順位は法令で定められています。また、複数の年金から保険料が差し引かれることはありません。
▶特別徴収の対象とならない人は、10月以降も今までと同様に、納付書か口座振替での納付となります。	

●問い合わせ先 国保年金課（☎82-1177）